

# 「SAGA Super Games 2024 ストリート陸上」開催業務委託仕様書

## 1. 業務名

「SAGA Super Games 2024 ストリート陸上」開催業務

## 2. 目的

日本トップクラスの陸上競技アスリート（以下、「トップアスリート」という。）を佐賀県に招待し、トップレベルのパフォーマンス等を通じて、県民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ実践のきっかけづくりとするとともに、誰もがスポーツを楽しむ環境づくりを推進する。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）1月31日（金曜日）まで

## 4. 事業概要

- (1) 名称 「SAGA Super Games 2024 ストリート陸上」
- (2) 日程 令和6年（2024年）11月17日（日曜日）12時30分～14時30分（予定）  
※さがさいこうフェスと同日開催
- (3) 会場 本丸通り（県立博物館・美術館前付近）  
※さがさいこうフェスと同会場

### (4) 内容

#### ① 実施内容

- ・トップアスリートによる陸上競技のデモンストレーション  
（種目は、短距離・走高跳・走幅跳・ハードル・パラ競技（走幅跳・短距離）などを想定。競技そのもののデモンストレーションが困難な場合でも、アスリート等とも調整の上、受託者の創意工夫により、トップレベルのパフォーマンスを発揮してもらえるようなデモンストレーションを行うこと）
- ・その他イベントを盛り上げるための企画

#### ② 企画上の留意点

- ・トップアスリートを5名招聘し、県民の陸上競技に対する興味・関心を引き付ける企画を行うこと。
- ・さがさいこうフェスでは、さまざまな特性を持つ方がより参加しやすいイベントとなることを目指しており、運営に当たっては、障がいのある人の特性に応じた情報保障の提供や移動円滑化・支援等（以下、「情報保障等」という。）、来場者に対する合理的配慮に留意すること。
- ・「する」スポーツ及び「観る」スポーツとしての魅力を発信できるよう工夫すること。
- ・イベントの内容については、県との協議を踏まえて決定すること。

## 5. 業務内容

### (1) イベントの企画・運営業務

- ① 設営・撤去業務
- ② イベント運営スタッフ手配業務
- ③ 司会進行業務（司会者は県及び受託者の協議により選定）
- ④ 警備、安全対策業務
- ⑤ 「佐賀さいこうフェス」等との連携業務
- ⑥ 情報保障等を含む合理的配慮に関する計画の作成及び実施業務
- ⑦ その他必要な業務

### (2) トップアスリート及びその他出演者等に係る手配・調整業務

※アスリートの選定・招聘は県で実施

※アスリート5名のうち4名のみ、手配・調整業務の対象とする

- ① 移動及び宿泊手配業務
- ② 謝金支払業務（200千円／人以上とすること）
- ③ その他必要な業務

### (3) 広報業務

- ① ホームページ、SNS、各種メディア等、各種情報発信媒体を活用した情報発信業務とそれに係るデザイン制作業務

### (4) 雨天等で当初予定していたイベントが実施できない場合の代替イベントの企画実施業務

- ① 代替イベントの企画内容の提案

### (5) 報告書等作成業務

- ① 報告書作成業務（本委託に従事した業務ごとの受託者の職員名簿、内容、従事時間を記載）
- ② 記録写真撮影業務（イベント実施前からイベント実施後まで）

### (6) その他事業を円滑に遂行するために必要な諸業務

## 6. 屋外でのイベント中止の場合の措置

- (1) 雨天等により、屋外でのイベントを中止する場合は、委託者から受託者にFAXまたは電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。このため、受託者は、常に委託者からの連絡を受け取れる状態にしておくこと。
- (2) 中止に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

## 7. 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県と受託者との協議を行い決定すること。
- (2) 事業の運営に必要な適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (4) 使用料・出演料・謝礼・設備・資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県スポーツ課に提出する。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は、県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 本事業において作成される成果物の著作権については、すべて県に帰属する。
- (9) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (10) イベントが中止となった場合は、契約変更を行う。その際、中止に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (11) 佐賀さいこうフェスと連携して行う業務（広報・警備等）に係る経費は、按分により総括する事業者へ支払うこと。※見積書に当該経費 300,000 円（見込み額）を入れること。

## 8. 契約方法 企画コンペ方式による随意契約

## 9. 支払方法 完了払い

## 10. 会場図

